

償還払いの請求をされる皆様へ

〔要領〕 施設等利用費の償還払い請求方法

宮崎市保育幼稚園課

幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用給付認定(新2号・新3号認定)を受けた児童が、次の対象となる施設及び事業を利用した場合は、各認定毎の無償化上限額まで利用料(日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等は除く)が無償化となります。

各施設及び事業にかかる利用料の請求方法等については、以下のとおりです。

1. 対象となる施設及び事業

- ①認可外保育施設
- ②一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター
- ③市外の私立幼稚園(新制度移行園除く)・国立大学附属幼稚園・特別支援学校幼稚部
- ④市外の幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業

2. 必要書類

請求時には、以下の①から④の書類をすべて提出してください。

① 施設等利用費請求書(償還払い用)

- ・「1. 対象となる施設及び事業」の①、②を利用した場合は、請求書(様式第1号)をご使用ください。
- ・「1. 対象となる施設及び事業」の③、④を利用した場合は、請求書(様式第2号)をご使用ください。

② 領収証

- ・施設から交付された領収証(写しでも可)をご提出ください。
- ※領収証の原本を提出された場合、原則返却はできませんのでご注意ください。
- ・口座引落対応の場合、通帳の写し(利用料引落が分かる部分)をご提出ください。

③ 特定子ども・子育て支援提供証明書

- ・必ず施設から受け取った提供証明書(写しでも可)をご提出ください。
- ※提供証明書の原本を提出された場合、原則返却はできませんのでご注意ください。
- ・ファミリー・サポート・センターを利用した場合は、提供証明書の代わりに[活動報告書](写しでも可)をご提出ください。

④ 振込口座の[通帳]または[キャッシュカード]の写し(初回の請求時のみ)

- ・別紙(提出書類貼り付け台紙)にご貼付ください。
- ・別紙台紙の説明に沿って写しを貼付し、認定子ども氏名・番号をご記入ください。
- ※公金受取口座への振込を希望する場合、提出は不要です。

3. 提出方法

①保育幼稚園課へ、【持参】または【郵送】にて提出

- ・下記の提出先まで必要書類をご提出ください。

《提出先》

[宛 先] 宮崎市役所 保育幼稚園課 (施設給付係 償還払い担当)

[住 所] 〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号

[開庁時間] 平日(土日、祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

※各総合支所や地域センターでは受付できませんので、提出先にご注意ください。

②宮崎市スマート申請(オンライン)を使用し提出

- ・お手持ちのスマートフォンやパソコンから、いつでもお手続きが可能です。

宮崎市 HP または別紙のQRコードからお手続きください。

※マイナンバーカード及び「TKC TASK ポータル」アプリのダウンロードが必要となります。

4. 提出時期

① 利用の翌月以降、請求が可能となります。

※毎月の請求や2, 3ヶ月分まとめた請求など、保護者の選択が可能です。

② 請求の翌月末頃から翌々月上旬に、市から決定通知が郵送されます。

(各月の請求書の締切は月末です。)

③ 請求の翌々月10日前後に、口座に決定額が支給されます。

④ 請求の効力は2年間です。利用の翌月1日から2年後には請求できなくなります。

(例) 令和5年1月分利用料の請求は、令和7年1月31日までは請求が可能です。

※郵送の場合は、消印日を基準とします。

5. 注意事項

① 請求書類は原則返却はできませんのでご注意ください。

② 請求書類に不備がある場合は、書類がすべて揃ってから審査を行いますので、口座への振込時期が遅れる場合があることにご留意ください。

③ 請求に必要な領収書や提供証明書を紛失された場合、市への請求ができません。再発行については、利用した施設に直接お問い合わせください。

④ 請求できるのは、宮崎市在住期間の施設利用費となります。宮崎市在住期間外の利用料は、居住市町村から認定を受け、居住市町村に請求することになります。

《問い合わせ先》

宮崎市役所 子ども未来部 保育幼稚園課 (電話: 0985-21-1774)